平成２３年（フ）第２３８号
徳島県板野郡藍住町奥野字原83番地22
債務者　米田　敬司
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４１号
徳島県徳島市八万町夷山14番地
債務者　橋本　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５１号
徳島県小松島市中郷町字豊ノ本93番地の１
債務者　橋本　郁代
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５５号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｂ－６
債務者　谷居　高章
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５６号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｂ－６
債務者　谷居　一惠
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
佐賀県小城市小城町松尾4192番地１
債務者　松本　朋子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
佐賀県鳥栖市萱方町189番地７
債務者　端山　貞清
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
佐賀県佐賀市新郷本町９番１号
債務者　森山　幸枝
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
佐賀県神埼市神埼町西小津ヶ里591番地１
債務者　後藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
佐賀県鳥栖市古賀町427番地18
債務者　小濱　幸代
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目７番16号
債務者　江口美佐江
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
宮崎市曽師町171番地
債務者　立山　俊一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５５号
宮崎市江平西１丁目５番11号　江平ビル404号
債務者　奥野　勇一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０８号
宮崎市桜町19番地１　アウローラ桜町208号
債務者　米元　功彦
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３１号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目19番15号
債務者　西川　節子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４６号
宮崎県延岡市北浦町古江2308番地
債務者　草野　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３０号
沖縄県石垣市字真栄里62番地　メゾン大盛２－Ｂ
債務者　大久保多美代
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第１２６号
宮城県遠田郡涌谷町字表桜町47番地４
債務者　佐々木博文（旧姓白岩）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係